平成２２年（フ）第８５号
宮城県角田市藤田字峠86番地
債務者　本田　祐子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
仙台地方裁判所大河原支部
平成２２年（フ）第１０３号
茨城県取手市宮和田163番地　1012
債務者　松澤　忠幸
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
平成２２年（フ）第１０８号
茨城県牛久市神谷２丁目45番地10
債務者　幅　　則員
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
平成２２年（フ）第１１１号
茨城県牛久市刈谷町１丁目165番地43　グリーンコーポ牛久102号室、前住所茨城県牛久市牛久町3061番地の１
債務者　山本　　弘
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
平成２２年（フ）第１１２号
茨城県牛久市刈谷町１丁目165番地43　グリーンコーポ牛久102号室、前住所茨城県牛久市牛久町3061番地の１
債務者　山本　節子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
平成２２年（フ）第１２７号
茨城県稲敷市江戸崎甲1361番地42　金沢住宅３－５号棟、前住所茨城県稲敷市江戸崎甲2228番地１
債務者　大野　浩巳
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
平成２２年（フ）第５５号
石川県加賀市大菅波町ルの20番地の10
債務者　長岡　真実
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
金沢地方裁判所小松支部
平成２２年（フ）第１１２号
長野県東筑摩郡生坂村8690番地４
債務者　藤澤　　功
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
長野地方裁判所松本支部
平成２２年（フ）第１２９号
長野県塩尻市大字宗賀1642番地２　床尾団地Ａ－２
債務者　保手　公子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
長野地方裁判所松本支部
平成２２年（フ）第３８３号
兵庫県尼崎市西昆陽１丁目24番２―506号、前住所兵庫県尼崎市常吉１丁目22番６号
債務者　堂本　陽子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２２年（フ）第３８７号
兵庫県尼崎市富松町１丁目40番３―206号
債務者　鷹柳　好子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２２年（フ）第４０９号
兵庫県西宮市松園町４番12号
債務者　花岡　孝治
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２２年（フ）第４７１号
兵庫県西宮市大畑町１番38―202号
債務者　吉井　静佳
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２２年（フ）第４８３号
兵庫県西宮市北六甲台２丁目２番10号
債務者　青山　和子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２１年（フ）第１３０号
兵庫県宍粟市山崎町生谷134番地１
債務者　太田　　守
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
神戸地方裁判所龍野支部
平成２２年（フ）第１３８号
宮崎県日向市都町４番１号
債務者　柳田　健一
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部
平成２２年（フ）第１６６号
長野市中条539番地、前住所長野市篠ノ井二ッ柳2025番地　Ｂ－２
債務者　近藤　**琢**磨
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係